

新しい公職選挙法では このようなことは違反となります

まず、「寄付」について見てみます。政治家や候補者、その団体は、いついかなる場合であっても、選挙区内の人にお金や品物などを贈ることができなくなりました。このことは、選挙に関係あるなしにかかわらず、また、名義がど

のようになっても許されないことになりました。当然、有権者のみなさんも、政治家や候補者に対して寄付を求めることができません。具体的には、日常の社交儀礼として行われていた左の絵のような寄付や贈りものを政治家、候補者

その団体から受けたり、自分から求めることができなくなりましたので、十分ご注意ください。「立て札」や「看板」の規制も強められました。後援会事務所や後援会連絡所の立て札や看板は、最高六枚までとなり、掲示する場所もあらかじめ

届け出をし、選挙管理委員会が交付する証票を貼らなければならないことになりました。事務所以外の田んぼや空地に立て札や看板を出すことも違反になります。そのほか、ポスターのつくりかたや選挙中のビラに対する規制も強められました。

こんどの法改正は、金のかからない公正な選挙の実現をめざして行なわれたものですので、ひとりひとりが日頃からきれいな選挙を心がけましょう。くわしくは、市の選挙事務所におたずねください。



※お祭りなどの寄付、お酒など



※お中元やお歳暮

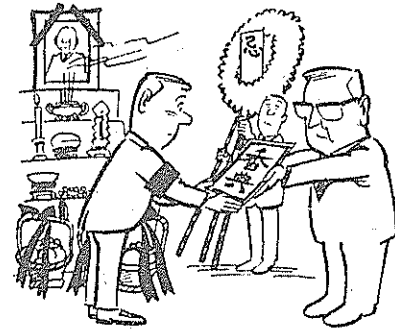


※開店祝いや落成式の花輪

受けとってははいけません



※出産・入学・卒業・結婚祝いのお祝い品やお金

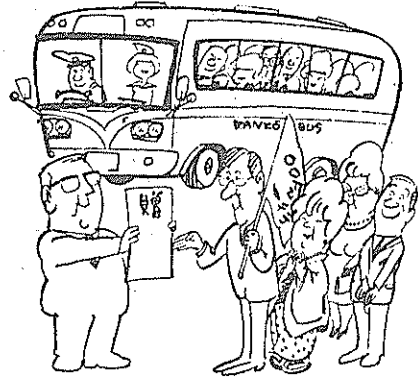


※お葬式の香典、花輪、供花



※集会などの飲食代

求めてはいけません



※団体旅行の寄付や差し入れ



※食事やおみやげ



※田んぼや空地の立て札・看板

贈ってはいけません

新しい選挙法をめぐりおこもり